

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和2年12月23日令和2年第4回霧島市議会定例会で議決された議決第127号2災第409号春山線道路災害復旧工事について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

第3項中「171,160,000円」を「161,830,000円」に変更する。

（提案理由）

現在工事を行っている2災第409号春山線道路災害復旧工事において、法面整形後の測量結果により各工種の数量が確定し、これに伴って当該工事に係る契約の金額が減額になるため、議会の議決事項の一部に変更が生じたことから、議会の議決を求めるものである。

（参照）

工期、工事概要については、別紙のとおり。

(別紙)

2 災第409号春山線道路災害復旧工事

1 工 期

着工年月日 令和2年12月23日
完成予定年月日 変更前 令和3年10月25日
変更後 令和3年11月25日

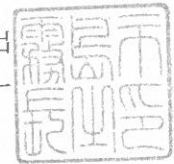
2 工事概要

工 種	変更前	変更後	増 減
復旧延長	L=90m	L=90m	変更なし
幅 員	W=4.5m	W=4.5m	変更なし
土 工	一式	一式	変更なし
現場吹付法枠法 (枠内モルタル)	A=943m ²	A=1,068m ²	+125m ²
モルタル吹付工	A=1,591m ²	A=1,728m ²	+137m ²
ロープ伏工	A=1,619m ²	A=1,475m ²	-144m ²
ロープ掛工	N=2箇所	N=2箇所	変更なし
仮設工 (モノレール運搬)	L=140m	L=140m	変更なし

請負契約の締結について

下記のとおり、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び霧島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年霧島市条例第68号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月3日提出
霧島市長 中重 真一



令和2年12月23日可決

霧島市議会議長 阿多己清



記

- | | | |
|----------|--------------------|---------------------|
| 1 契約の目的 | 工事名 | 2 災第409号春山線道路災害復旧工事 |
| | 工事場所 | 霧島市隼人町松永地内 |
| 2 契約の方法 | 一般競争入札（総合評価方式）による。 | |
| 3 契約の金額 | 金171,160,000円 | |
| 4 契約の相手方 | 住 所 | 霧島市隼人町野久美田575番地71 |
| | 商号又は名称 | 株式会社 山一建設 |
| | 代表取締役 | 山口 一義 |

(提案理由)

2 災第409号春山線道路災害復旧工事について、請負契約を締結しようとするものである。

(参照)

工期、入札結果等については、別紙のとおり。